

令和 7 年度第 11 回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和 8 年 2 月 10 日（火） 開会 9 : 30 ～

2. 開催場所

岡垣町役場 301 会議室

3. 出欠の状況

（1）出席委員 12 名

俵口 和義	木原 緑	廣渡 秀雄
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
安部 慈人	花田 三枝	門司 雅門
桃川 公治	大村 武彦	神谷 義幸

（2）欠席委員 0 名

（3）出席農地利用最適化推進委員 0 名

4. 委員会に附した議案

議案第 24 号 農地の一時利用届について

議案第 25 号 農地改良届について

議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）策定の要請について

議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画案について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第11回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局をお願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は内浦で1件、農地の一時利用の案件と手野で1件農地改良の案件です。以上です。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、3番の野中委員、4番の山田委員よりしくお願い致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第24号 農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第24号 農地の一時利用届について。農地法施行規則第25条に規定される県による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和8年2月10日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

2ページをご覧ください。今回1件、県から届出されています。対象地については3筆で、記載のとおりです。利用目的は国道495号歩道設置事業工事に伴う施工ヤードおよび資材置場で利用期間は令和7年11月26日から令和8年3月31日の4か月強です。位置図を3ページに載せています。場所は内浦の国道495号沿いの農地の一角で、今年は保全管理のみが行われていました。4ページに利用計画図を載せています。利用箇所には養生の予定はなし。利用する箇所には目視でわかるように区切りを行い、一時利用が終了した後の作付け計画は保全管理のみの計画です。

現地確認や本案件の利用期間からわかるように既に着工済みの案件です。先月、現場を事務局で確認し、県土整備事務所に連絡して一時利用届を提出していただいております。一時利用届というのは法に基づいて許可を取らないといけないというのではなく、あくまで当農業委員会が農地利用が適切に行われるように行っているものであるもので、強く注意は行っていないですが、今後同様の案件がある場合は事前に提出をお願いしています。ただ、農地の一時利用後、適切に農地に戻っていないといった場合には引き続き事務局から指導は行っていきます。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第24号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたらこの件につきましては、一応岡垣町農業委員会の周知という事で、許可とかはありませんので、これで終わらせていただきます。それでは続きまして議案第25号農地改良届につ

いて、事務局お願いします。

事務局 5 ページをご覧ください。議案第 25 号 農地改良届について。一時転用許可申請及び農地改良届等の取扱について、に規定される農地改良届について意見を決定するため審議を求める。令和 8 年 2 月 10 日提出。岡垣町農業委員会会長俵口和義。今回 1 件の届出が出されています。届出人は記載のとおり対象地は 1 筆です。場所は記載のとおりで地目は田、面積は 529 m² のうち 28 m²、区分は農振白地、所有者と耕作者は記載のとおりです。利用目的は、隣接する農道が狭いため、農作業効率および安全性の向上を目的に畦畔を広げ通行可能な幅を広げるためです。利用期間は令和 8 年 2 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日の 2 か月弱です。位置図を 6 ページに載せています。場所は県道原海老津線を手野の交差点から手野の集落方向に曲がって進んだ先の右手の農道付近の農地です。断面図を 7 ページに載せています。農道に面している側に L 字ブロックを埋設し、碎石等で埋め戻し畦畔を拡幅する計画となっています。改良後は水田に必要な畦畔として供される見込みです。説明は以上です。

議長 この件につきまして 7 ページですが、図面の修正をお願いします。図面の L 型ブロックですが、これ、向きが反対で、農道側のほうに底板が来ないといけないので修正をお願いします。それではこの件で何かご意見、ご質問等ございましたら。

廣渡委員 この 7 ページの No. 1 と No. 2 はどう違うの？

議長 L 型溝の根入りが手前の東側のほうが現地確認の時に見られた通り高かったのも、根入りが 450 と 200 という事で、高い方が側板も高くなりますので。

廣渡委員 わかりました。

議長 手野の農事組合のほうで道が狭いということで、一応舗装する時あそこは長寿命化で舗装したんですがその時先代の地主さんがおられて、その時の農組長が地主さんに相談できなくて、ああいう狭い道になってしまったんで、今度代が変わりまして息子さんのほうに相談をしたら、区の農作業の安全のために承諾を得ましたのでこういう形で工事するようにしました。

安部委員 L 型ブロックは一応全線に入るとのことですかね？

議長 そうです。そうです。北側のほうに。

安部委員 今入ってる方は再利用するとかは。

議長 はい、再利用します。高い部分にはコンクリートの板柵と杭ですね。杭は引き抜いてギリギリまで打ってそれを全部使って、短い部分はL型ブロックは36m位あるんですが、L型ブロック打つのが14枚、28m、1枚2mありますので、そういう形で。

安部委員 役場から支給してもらうということですか。

議長 そうそう。現材料支給という事でL型ブロックだけ工務系のほうに申請して支給していただいて。工事のほうは手野の農事の役員のほうでするようにしています。よろしいでしょうか。それではこの改良について許可相当と思われる方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。それでは続きまして議案第26号農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）策定の要請について、事務局お願いします。

事務局 それでは議案の8ページをご覧ください。議案第26号、農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）策定の要請について。農地の所有権の移転について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の3に該当する農用地利用集積等促進計画の策定を同条第11項に基づき農地中間管理機構に要請するため、意見を求める。令和8年2月10日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

こちらは農地中間管理機構の売買事業を活用したもので、昨年度までは、売り手と買い手で分けて審議をして公告をする必要があったのですが、今年度からは同時に公告ができますので、同時に2件の案件を審議していただきます。番号1番が出し手から機構に売り渡す案件。2番が機構から受け手に売り渡す案件となっています。同時に説明をしていきます。9ページをご覧ください。中間管理機構に所有権の移転をする者、中間管理機構から所有権の移転を受ける者は記載のとおりで、対象地は9筆です。10ページに今回売買が行われる箇所の全体を航空写真に落としたものを載せています。11ページから13ページはより詳細に確認できるようにしたものです。買い手側の各要件等については事前に中間管理機構に確認をしていただいています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第26号について、何かご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたら許可相当と思われる方挙手をお願い致します。はい、全員ということで。それでは続きまして議案第27号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局お願いします。

事務局 それでは14ページをご覧ください。議案第27号 農用地利用集積等促進計画案について、公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求める。令和8年2月10日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

こちらは、令和8年5月開始分の利用権設定についてです。土地の所有者と受け手へ中間管理機構を介して設定するものになりますが、農地の所有者が既に死亡しており、本来であれば、相続権のある方から権利の1/2を超える方から同意をいただければ利用権の設定が可能

となります。しかし今回の1筆については、共有者が多数となり、相続権を持っている人が特定できないことから、判明している共有者から貸借について同意を取得したうえで2か月間公示を行い、その期間中に特定できていない共有者からの異議申し出がなければ、特定できていない共有者からの同意を取得したものとみなす、という制度を活用するものとなります。5月開始で2か月間公示を行う必要があるので、残りの5月開始の案件は3月に審議していただく予定ですが、1筆のみ今回意見を求めるものとなります。

説明については以上です。

議長 この件に関しまして事務局、受け手の方についての説明をお願いします。

事務局 はい。受け手の方についてですが、現在岡垣町とJA北九、あとは福岡県北九州普及指導センターが高倉ビワの生産塾というものを行っているんですが、その生産塾の塾生の方でビワの圃場として利用するという事で申し出がっております。

議長 はい。この件につきまして何かご意見、ご質問等ありましたら。

門司委員 就農するという事？

事務局 そうですね。

議長 他に何か。

廣渡委員 これは個人売りにするの、農協に出荷するの？

事務局 農協出荷になると思われます。高倉ビワの生産塾自体がJA北九と一緒にしてますし、その中でJA北九のビワ部会にもご協力いただいているので、基本は共販出荷になると思います。

議長 他に何か。よろしでしょうか。それでは基本的には意見なしという事で。それでは続きまして、その他について移りたいと思います。事務局お願いします。

【その他の項】

1. 岡垣町の農業巡りツアーについて

2. 次回の日程について

- ・日 時：3月9日から11日のいずれか 午前9時30分から
- ・場 所：岡垣町役場 301 会議室

議長 それでは、以上をもちまして第11回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
